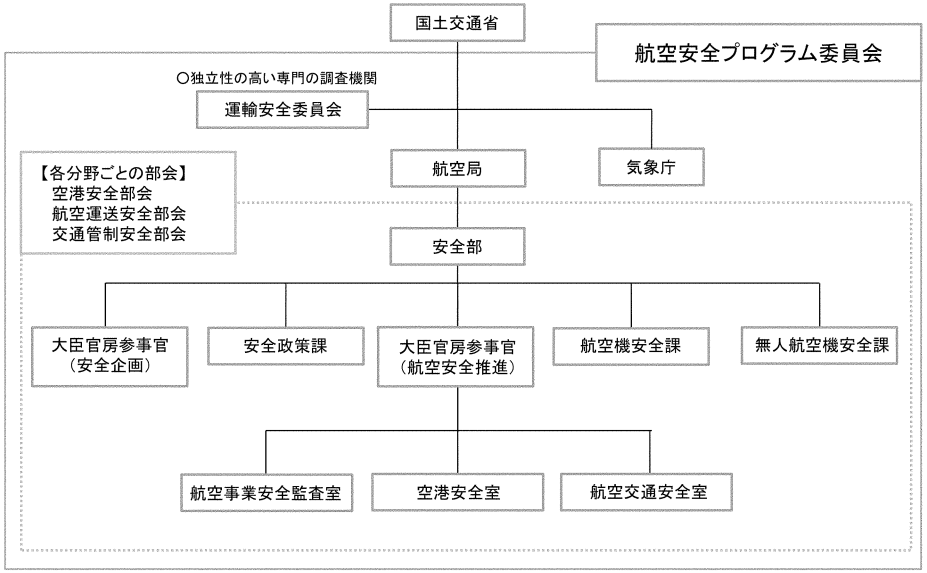
図２　各機関の組織体制並びに航空安全プログラム委員会及び分野ごとの部会の構成員



1.3.2　安全方針と安全目標

1.3.2.1　安全方針

航空安全当局は、その監督の下で行われる全ての航空活動について、最大限の安全が確保されるよう、所要の方針及び手順等を策定し、実施し、また法令に係る検討を行い、それらを継続的に見直すことによって、これらを通じて安全性の向上に努める。

航空安全当局は、航空の安全性の向上のための取組として、次の事項を関係行政機関とともに実施する。

①　シカゴ条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空法その他の我が国の航空法規に基づき、民間航空の安全に係る基準等を策定し、これらに基づく処分、報告徴収、検査その他の安全監督を行うこと。

②　安全監視活動を通して民間航空の安全の傾向を常に把握し、必要に応じて、安全リスクを低減するための措置を講じること。

③　航空安全当局及び業務提供者双方のSPI及びSPTを通じて、我が国における民間航空の安全パフォーマンスの測定及び監視を継続的に実施すること。また、安全パフォーマンスその他の民間航空の安全データ及び安全情報等を活用して民間航空の安全の傾向を把握すること。

④　民間航空の安全に係る問題に対処するため、航空活動関係者と協調し、協議に努め、継続的に安全性の向上に努めること。

⑤　自ら安全リスクを管理するという考え方の下、航空安全当局及び航空活動関係者の組織全体及び当該組織に属する個人（経営陣を含む。）が、例えば自らの行動の振り返り、改善、外部からの指摘を歓迎する姿勢や自発的にエラーを報告することを奨励する風土など、平時から積極的に安全リスクの更なる低減を志向し行動する安全文化（以下「積極的な安全文化」という。）の醸成を促進すること。

⑥　民間航空の安全データ及び安全情報は安全性の向上を主たる目的として利用するという前提の下、航空活動関係者に対し、当該情報の収集、分析及び関係者との共有を奨励すること。

⑦　本プログラムに基づく活動を効果的に実施していくため、安全管理及び安全監督のための十分な予算及び定員等の確保に努めること。

⑧　航空安全当局の職員が自らの職責を果たすことができるよう、必要となる教育訓練を実施すること。

1.3.2.2　安全目標

我が国において、昭和61年以降、特定本邦航空運送事業者（客席数が100又は最大離陸重量が50トンを超える航空機を使用して行う航空運送事業を経営する本邦航空運送事業者をいう。）における乗客の死亡事故が発生しておらず、この「死亡事故ゼロ」を今後も維持するだけでなく、全体の航空事故等についても防止を図っていく観点から、我が国の安全目標を次のとおり定めるとともに、安全目標を達成するための一定期間の取組を定める航空安全実施計画（National Aviation Safety Plan (NASP)）を定め、安全性の向上に取り組むこととする。

①　本邦航空運送事業者が運航する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにする。

②　航空事故発生率、重大インシデント発生率及び地上作業、施設等に起因する人の死傷又は航空機が損傷した事態の発生率について、平成30年の目標値を起点としてそれぞれ15年間で50％の削減を図る。

1.3.3　文書化及び見直し

航空安全当局は、安全方針及び安全目標を含む本プログラムについて、必要な機能が文書化されることを含め、内容が適切かつ妥当であり続けることを確保するため、民間航空の安全の状況や安全情報の分析結果を踏まえ、定期的に又は必要に応じて見直しを検討するものとする。

1.3.4　危機管理に関する航空安全当局の対応

航空安全当局は、重大な事故、自然災害等に備え、対応措置の迅速かつ的確な実施を目的として、政府対策本部・現地対策本部等への国土交通省航空局の出席者、他機関との連携・調整、情報伝達の手順等の航空安全当局の役割をあらかじめ設定するものとする。

1.4　人員の要件及び訓練（CE-4）

航空安全当局は、航空安全に関わる職員に必要な知識及び技量に関する最低要件を明確にするとともに、当該職員が適切な知識と技量を身につけ、それを維持するための教育訓練を計画的に実施するものとする。教育訓練は、可能な限りICAOで教育訓練を受けた職員を教官とするとともに、新たに任用された職員向けの初期研修、職員の技能を維持するためのリカレント訓練、特定の分野において専門的な知識を習得するための専門研修等を、主に座学と実技により実施し、実施した記録を保存するものとする。

1.5　技術ガイダンス、ツール、安全上重要な情報の提供等（CE-5）

航空安全当局は、航空安全に関わる職員が適切に業務を遂行できるよう、業務に必要な手順等を解説した技術ガイダンスの作成やツールの提供を行うとともに、安全上重要な情報（航空情報、航空機故障情報、耐空性改善通報等）を当該職員に共有するものとする。また、安全上重要な情報その他の有益な情報を、ウェブサイト（SWIM (System-Wide Information Management)、航空安全情報ポータルサイト等）、航空安全情報管理・提供システム（ASIMS）等を通じて、航空活動関係者に提供するものとする。

第２　安全リスクの管理（SSP Component-2）

2.1　各種証明・許認可等（CE-6）

航空法及び関係法令（以下「航空法規」という。）に基づき、航空活動を行うための証明、許可又は認可等（以下「証明・許認可等」という。）を受けた者でなければ、航空法規により規制された業務を実施してはならない。

証明・許認可等は、申請者から申請を受けた航空安全当局等において、当該申請が航空法規並びに関連告示及び通達（以下「航空法規等」という。）に定められた基準に適合しているか否か審査・検査等を行い、適合すると認めた場合に証明書等の発行等を行う。証明・許認可等の要件及び手順は航空法規等に定められている。